

平成 31 年度第 1 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和元年 5 月 17 日（金） 午前 10 時～午前 11 時 55 分

2 場所 立川市役所 2 階 210 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 風しん第 5 期定期接種（抗体検査・予防接種）事業の実施について

【福祉保健部健康づくり担当課】

② プレミアム付商品券事業の実施について

【総合政策部企画政策課】

【産業文化スポーツ部産業観光課】

【福祉保健部福祉総務課】

③ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施について

【子ども家庭部子育て推進課】

④ 児童扶養手当システムの改修について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑤ 国民健康保険システムの改修について

【福祉保健部保険年金課】

⑥ 障害者福祉システムの改修について

【福祉保健部障害福祉課】

⑦ 市税等コンビニエンスストア収納代行業務のデータ取得の変更について

【財務部収納課】

⑧ 学童保育所保育料の口座振替処理に関する委託事務の変更について

【子ども家庭部子ども育成課】

⑨ 立川市第 4 次住宅マスタープラン策定支援業務の外部委託について

【市民生活部住宅課】

⑩ 立川市高齢者福祉介護計画改定支援業務の外部委託について

【福祉保健部介護保険課】

【福祉保健部高齢福祉課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、神宮委員及び入谷委員

(欠席) 齊藤委員及び梶委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：健康づくり担当課長及び予防健診係長

諮問事項②：福祉総務課長、調整係長、同係主任、同課主査、産業観光課長及び商工振興係長

諮問事項③：子育て推進課長及び手当・医療費給付係長

諮問事項④：同上

諮問事項⑤：保険年金課長及び賦課係長

諮問事項⑥：障害福祉課業務係長及び障害福祉第四係長

諮問事項⑦：収納課長、管理係長及び同係主任

諮問事項⑧：子ども育成課長、子ども育成係長及び同係主任

諮問事項⑨：住宅課長及び住宅相談係長

諮問事項⑩：介護保険課長、介護給付係長、同係主任及び高齢福祉課長

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：(福祉保健部健康づくり担当課)

【諮問の概要】

先天性風しん症候群の発症防止等を目的とする予防接種法施行令の一部を改正する政令等が平成31年2月から施行されたことに伴い、一定年齢の成人男性を対象にした風しんの抗体検査・予防接種を実施するにあたり、健康管理システムを改修し、クーポン券の作成・送付事務を外部委託し、抗体検査・予防接種を全国医師会に委託し、委託料支払い事務を国民健康保険団体連合会に委託するもの。

また、予防接種法に基づき抗体検査結果や予防接種に係る情報を医療機関等から収集するもの。

【審議内容】

《委託業者が複写した個人情報の消去について》

○クーポン券作成事務委託業者が複写した個人情報については、完全に消去した旨の報告書等を提出してもらったほうが良い。

《保有個人情報の保存年限を長期とする理由について》

○予防接種の履歴などは、システム上で継続的に管理していく必要性があり長期保存としている。ただし、死亡など不要になった場合にはデータを消去している。

《クーポン券の取り扱いについて》

○クーポン券には名前と宛名番号が記載されており、抗体検査や予防接種で使用するときは身分証明書などで本人確認を行う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、クーポン券作成事務委託業者が複写した個人情報については、完全に消去した旨の報告書等を提出させること。

諮問事項②：

【諮問の概要】（総合政策部企画政策課、産業文化スポーツ部産業観光課、福祉保健部福祉総務課）

消費税及び地方消費税の10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム付商品券事業を実施することとなり、商品券購入要件該当者の特定、商品券の発行・利用・換金等の事務を行うにあたり、プレミアム付商品券システム（仮称）を構築し、課税情報や住民基本台帳情報を目的外利用し、申請事務や販売・換金業務を外部委託するもの

【審議内容】

《3歳未満の子がいる世帯に関する税情報について》

○3歳未満の子がいる世帯については、全世帯が対象となるので税情報は取得していない。

《クーポン券が使用できる店舗について》

○立川市民は立川市内の店舗でしか使用できない。

《クーポン券が使用できる対象者について》

○クーポン券を使用できるのは購入者本人とその家族で、他人には譲渡できない。

《事業者について》

○事業者の募集は市広報や商店街振興組合連合会を通して周知する。条件に該当すれば、どの店舗でも事業者になれる。クーポン券の購入者には事業者一覧表を配り、事業者となった店舗には店頭にはポスターやステッカーを貼って周知していく。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

2019年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施することとなり、児童扶養手当受給資格者に関する情報を目的外利用して支給事務を行うもの

【審議内容】

《婚姻歴がないことの確認について》

○婚姻歴がないことの確認は、申請書に添付した戸籍謄本で確認する。

《対象者数について》

○現在想定しているのは、200人程度である。

《婚姻歴がないことを支給条件とする理由について》

○離婚後は税法で寡婦控除を受けられるが、婚姻歴がない場合はそのような控除がないため、寡婦控除額(35万円)の5パーセント相当額を支給することとなった。

《所得制限について》

○児童扶養手当に所得制限があるため、今回の支給には所得制限はない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報の提供について、令和元年7月から児童扶養手当事務手続きの使用データ項目の内訳が変更されることに対応するため、児童扶養手当システムを改修するもの

【審議内容】

《個人を識別するための番号について》

○マイナンバーのことで、実際に情報をやり取りする場合には、マイナンバーは使用しない。

《マイナンバーの活用について》

○従前は申請者が所得証明書や住民票を提出していたが、マイナンバーの活用により所得情報や住民記録情報は自治体間のやり取りで情報を入手することが多くなっている。

《システム改修について》

○諮問事項③は1回だけの支給なので、システムから抽出した紙ベースで処理するが、当該諮問事項は国からデータ項目の追加を求められており、システムを改修する必要がある。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

平成31年度以降の国民健康保険料の算定にあたり、被用者保険(会社の健康保険など)の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間、保険料の軽減措置を講じることとなり、国民健康保険システムを改修するもの

【審議内容】

《変更前と変更後の違いについて》

○均等割(応益割)について、変更前は5割軽減だったのが、変更後は2年を経過する月の間に限って5割軽減とすることが相違点である。

《対象者数について》

○対象者は、平成31年3月31日時点で237人である。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(福祉保健部障害福祉課)

【諮問の概要】

2019年10月から実施される幼児教育の無償化について、就学前の障害児の発達支援(障害児通園施設)についても無償化を進めることとなり、これに対応するため障害者福祉システムを改修するもの

【審議内容】

《保有個人情報の保存年限を長期とする理由について》

○障害の程度が変わったり、一度転出した人がまた転入するなど不確定要素があるため長期保存としている。データが不要になったときは消去する。

○(事務局)5年、10年といった一定期間で廃棄できないものについて、長期保存という区分けをしている。不要となった時点で廃棄している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(財務部収納課)

【諮問の概要】

コンビニエンスストア及びモバイルレジで収納した市税及び国民健康保険料の納付データは、毎開庁日にISDN回線を利用し専用端末により取得しているが、端末機器のリース期間満了に伴い、LGWAN回線を利用する方法へ変更するもの

【審議内容】

《LGWAN回線利用について》

○LGWAN回線を利用することで、セキュリティーが強化される。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

市と都市銀行における学童保育所保育料の口座振替処理に関する委託事務について、令和元年7月からデータの授受方法をフロッピーディスクの運搬からLGWAN回線を使用したデータ伝送に変更するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問等はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(市民生活部住宅課)

【諮問の概要】

立川市第4次住宅マスタープランを策定するにあたり、20歳以上の市民1,000名に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用し、策定事業の支援業務を外部委託するもの

【審議内容】

《アンケートの回答について》

○氏名等の記入はないので、誰からの回答かは分からない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(福祉保健部介護保険課、福祉保健部高齢福祉課)

【諮問の概要】

次期の立川市高齢者福祉介護計画を策定するにあたり、65歳以上の市民3,000名等に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から抽出した情報（目的外利用）と介護保険システムのデータを照合して対象者を特定し、アンケート調査、データ分析、課題の整理等計画策定に係る一連の支援業務を外部委託するもの

【審議内容】

《委託内容について》

○アンケート調査だけでなく、計画策定に関するコンサルティングも委託し、国の動向などについて助言をいただく。

《職員と委託業者の関係について》

○委託業者は平成31年度末までにアンケートの調査結果報告書を作成する。アンケート結果について、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)で委員から説明を求められた場合は委託業者が説明を行う。協議会の運営は職員が行う。

《委託業者について》

○委託業者はまだ決まっていない。

《委託業者が取り扱う個人情報について》

○委託業者が取り扱う個人情報は宛名ラベルだけである。アンケートの回収は委

託業者が行い、回収したアンケート用紙に個人情報に含まれない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

① 平成 30 年度の個人情報開示等実績について

事務局から配布した資料に基づき説明した後、以下のとおり質疑応答があった。

《取下げについて》

○大量の開示請求があり、公文書の特定を求めたが同意を得られなかった。

○翌日、請求者から取下げの連絡があった。

○条例で包括的な請求を排除できるような規定はないのか？(特に規定はない。)

② 次回開催日程について

日 時 令和元年 7 月 19 日 (金) 午前 10 時～

場 所 立川市役所 201 会議室

内 容 諮問事項審議他